

◆埼玉県ネットトラブル注意報

平成 27 年 7 月号「不適切な投稿について」

SNS やブログに、しばしば、公共の場で悪ふざけをしている様子などを撮影したものが投稿されることがあります。

【不適切な投稿が大きなトラブルに発展した事例】

平成 25 年に、地下鉄の線路内でピースサインをしている写真を撮影し、Twitter に投稿した男子高校生らが、鉄道営業法違反と軽犯罪法違反の非行事実で逮捕される事件がありました。

この事件では、男子高校生の Twitter のアカウント名や過去の投稿内容などから、本名や通っている学校名などが特定され、それらの情報がインターネット上に広められました。

男子高校生らは、「軽いノリでやった」と話していたようですが、拡散してしまった情報は完全に削除することは困難であり、いまだにインターネット上に残ってしまっています。

【軽はずみな投稿が取り返しのつかない事態になることも】

この事例のように、児童生徒は軽い気持ちで不適切な投稿をすることがあるようです。

しかし、インターネット上の投稿は、友人だけでなく誰もが閲覧可能です。また、インターネットには、不適切な行為をしている人物を懲らしめることを目的として、

こうした投稿を様々なサイトに貼りつけていく人物もいます。そのような人物の目に留まると、自分の意図しない方法で自分の投稿を勝手に広められ、取り返しのつかない事態になる場合があります。

【児童生徒が不適切な投稿を行わないために】

不適切な投稿が拡散され、インターネット上に残り続けてしまうと、受験や就職活動の際、担当者に見られることで、進学、就職に際し不利益を被ってしまう、ということも考えられます。

児童生徒には、インターネット上に投稿する際は、不適切な内容が含まれていないか、誰に見られても困らない内容であるかなどをよく確認し、不適切な投稿を行わないよう指導していくことが大切です。

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課